

教 育 公 報

三 重 県 教 育 委 員 会

目 次

告 示	○ 三重県指定史跡名勝天然記念物の解除	社会教育・文化財保護課	1頁
お知らせ	○ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	教 育 財 務 課	1頁

告 示

三重県教育委員会告示第23号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第36条第1項の規定により、次のとおり三重県指定史跡名勝天然記念物の指定を解除しましたので、同条例第36条第3項の規定により告示します。

令和7年9月16日

三 重 県 教 育 委 員 会

種別	名称	員数	所在地	所有者
天然記念物	奥郷の寒椿「獅子頭」	1本	三重郡菰野町千草6381	馬嶋すずゑ

お 知 ら せ

令和7年9月16日付け三重県公報第652号に、「教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示」が次のように掲載されました。

三重県告示第620号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和7年9月16日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表に次のように加える。

29	高校生等臨時支援金	県立高等学校で学ぶ生徒に対して、授業料相当額を助成することで、教育費の負担軽減を図る。	授業料相当額	教育長が別に定める。	県立高等学校に在学する者のうち、別に定める要件を満たすもの
----	-----------	---	--------	------------	-------------------------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金等から適用する。

